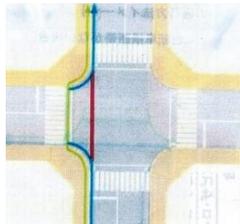


○×

問1	左折する場合の合図は、右肘を垂直に上に曲げるか、左側の方向指示器の操作による。
問2	右左折等を行う際は手、方向指示器又は灯火により合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならない。
問3	自転車でも、酒酔い運転をすると3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる。
問4	右の標識のある道路は、軽車両の通行はできない。 
問5	東京都においては、傘差し運転、携帯電話使用運転及びイヤホン等使用運転が禁止されている。 
問6	自転車は自転車横断帯のある交差点を進むときは、右図のように青⇒黄緑⇒青と進まなければならないが、これがない場合は青⇒赤⇒青と進むことができる。
問7	近くに自転車横断帯がなく横断歩道がある場合で、横断歩道に歩行者がいないときは、自転車に乗ったままで横断歩道を横断してもよい。
問8	東京都においては、木製サンダル、げた等運転操作に支障を及ぼす恐れのある履物を履いて自転車を運転することは禁止されている。
問9	東京都においては、自転車傘立て器具を自転車ハンドル部分に取り付けて傘を開いた状態で固定させ走行することは許可されている。
問10	路側帯を自転車で逆走した場合には、3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる。
問11	歩道とは歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分を用いる。
問12	自転車は信号機のない交差点においても二段階右折をしなければならない。
問13	自転車は路線バス等優先通行帯を走行中に後方からバスが接近してきたときは、当該通行帯から出なければならない。
問14	東京都においては、自転車の前照灯は白色又は淡黄色で、夜間前方10mの距離にある交通上の障害物を確認できる光度を有しなければならない。
問15	東京都においては、自転車の反射器材は橙色(とうしょく)又は赤色で、夜間後方100mの距離から前照灯で照射した場合に、その反射光が照射位置から容易に確認できなければならない。
問16	自転車の防犯登録は、法律で義務付けられている。